

## 長野県地域おこし協力隊配置業務 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 8 年 5 月 29 日

環境部ゼロカーボン推進課長

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

長野県地域おこし協力隊配置業務

#### (2) 業務の目的と概要

本業務は、長野県ゼロカーボン社会共創プラットフォーム「くらしふと信州」において長野県地域おこし協力隊員を配置し、2030 年までに温室効果ガス排出量を 6 割削減する目標の達成に向け、脱炭素に興味のない者や脱炭素の取組の経験がない者の関心を喚起し、効果的な取組への動機付けにつながる情報発信を行うことを目的とする。

#### (3) 業務の内容

- ア 県内の優良事例や実践者等の発掘・発信（4 件以上）
- イ くらしふと信州の取組やイベント等に関するウェブサイト記事及び SNS 等への投稿内容の作成及び発信（18 件案件程度）
- ウ くらしふと信州の参加登録者向けメールマガジン（くらしふと通信）の文案作成（原則週 1 回）
- エ くらしふと信州が実施するイベントの補助（40 日程度）
- オ くらしふと信州の運営に関する会議への出席（5 回程度）

#### (4) 仕様等

別添「長野県地域おこし協力隊配置業務仕様書（案）」のとおり。

※仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて、契約当事者間の協議に基づき変更する場合があります。

#### (5) 企画提案を求める具体的内容の項目

次の項目のほか、「長野県地域おこし協力隊配置業務プロポーザル審査基準」の審査内容を踏まえて提案してください。

- ア 想定する取材対象者、記事の構成及び発信の方法
- イ 提案者の経験やノウハウの本業務への活用方法
- ウ 実施スケジュール
- エ 経費

#### (6) 業務の実施場所

長野県内

#### (7) 業務の形態

個人事業主への業務委託（県との雇用関係はありません。）

(8) 履行期間

令和8年7月16日から令和9年3月31日まで

(9) 費用の上限額

3,800千円（内訳：人件費2,400千円、活動費1,400千円）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とし、これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から、契約締結後、長野県内の過疎、山村等の地域に移し、住民票を異動できる者であること。（特別交付税措置に係る地域要件確認表に準じる。）
  - イ 地域おこし協力隊員であった者（同一地域における活動2年以上かつ解嘱1年以内）、JETを終了した者（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者で、長野県内の市町村に生活の拠点を移し、住民票を異動できる者であること。
- (8) 個人事業主であること。ただし、契約締結時までに個人事業主となる場合はこの限りではない。
- (9) 長野県庁で行うプレゼンテーション等に参加できる者であること。

## 3 参加申込書の作成及び提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 参加要件具備説明書類総括書（様式第1号の附表1）
- ウ 誓約書（様式第1号の附表2）

(2) 担当課・問合せ先

〒380-8570（住所記載不要）長野県長野市大字南長野字幅下 692-2  
長野県環境部ゼロカーボン推進課ゼロカーボン戦略推進係（県庁 6 階）  
電話 026-235-7341（直通） FAX 026-235-7491  
メールアドレス kurashifuto@pref.nagano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和 8 年 6 月 9 日（火）16 時まで（必着）

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日\*を除く日の 9 時から 16 時までとします。）

※長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第 5 号)第 1 条に規定する県の休日をいう。  
以下同じ。

イ 提出先 上記 3（2）に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とします。

（郵送の場合は、提出期限までにゼロカーボン推進課に到達したものに限ります。また、郵送の場合は、必ず、電話で上記 3（2）の係の担当者に到達確認をしてください。）

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書、参加要件具備説明書類総括書及び誓約書に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しない者に対しては、該当しない旨及びその理由（非該当理由）を令和 8 年 6 月 22 日（月）までに、書面によりゼロカーボン推進課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、書面（様式自由）によりゼロカーボン推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 上記 3（2）に同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）中、9 時から 16 時まで。

(6) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

#### 4 説明会の開催

次のとおり説明会を開催します。

(1) 開催日時 令和 8 年 6 月 12 日（金）15 時から（1 時間程度）

(2) 開催方法 オンライン（参加 URL は、参加申込書を提出した者へ個別に送付します。）

#### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 上記 3（2）に同じ。

- (2) 受付期限 令和8年6月18日(木)16時(必着)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)を電子メールにより提出するものとします。(質問を提出した場合は、必ず、電話で上記3(2)に到達確認の連絡をしてください。)
- (4) 回答方法 質問者に対して電子メールにより回答するほか、ゼロカーボン推進課長が求める企画提案項目に係る質問又は企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年6月22日(月)までに長野県公式ホームページで公表します。

## 6 企画提案書の作成

企画提案書は、イメージ図等を用いるなど極力分かりやすい表現で記載し、別に定める仕様書(案)の内容を踏まえた上で、次の項目順に従って記載してください。

なお、当該業務の一部を再委託する場合は、その内容を企画書等に記載してください。

提案書類	様式
(1) 表紙(企画提案書)	様式第8号
(2) 企画書	様式第8号の附表
ア 想定する取材対象者、記事の構成及び発信の方法	
イ 提案者の経験やノウハウの本業務への活用方法	
ウ 提案内容や本業務に係る業務の実績・経験	
エ 業務の実施体制及びスケジュール	
オ 費用対効果	
(3) 経費見積書	

## 7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年6月29日(月)16時(必着)  
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の9時から16時までとします。) 企画提案書を期限までに提出しない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。
- (2) 提出先 上記3(2)に同じ。
- (3) 提出部数 7部(正本1部、副本6部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送とします。  
(郵送の場合は、提出期限までにゼロカーボン推進課に到達したものに限り、また、郵送の場合は、必ず、電話で上記3(2)の担当者に到達確認をしてください。)
- (5) 企画提案の審査基準  
企画提案は、長野県地域おこし協力隊配置業務プロポーザル審査基準(以下、「審査基準」という。)に基づいて審査されます。
- (6) 企画提案の選定の方法  
ア 企画提案の選定に当たっては、長野県地域おこし協力隊配置業務プロポーザル審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行います。  
なお、プレゼンテーションを欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

イ 委員により、審査基準の項目ごとにA～Eの5段階により評価します。

A：非常に優れている B：優れている C：標準 D：やや劣る E：劣る

評価点は各審査項目に対する配点に計数（1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E)）を乗じて合算したものとします。（1提案者当たり100点満点）

ウ 各委員は、評価点が高い提案者から順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各委員の判断により順位付けを行います。

エ 各委員が付した順位点を総計して、最も得点の高い者を委託候補者として選定します。最高得点と同数いる場合は、評価点の合計が上位の者を委託候補者として選定します。

なお、評価点の合計が上位の者が同数いる場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定します。

ただし、最低基準点（評価点の合計が満点の6割）を超える事業者のみを選定の対象とし、企画提案事業者が1者の場合であっても、最低基準点を超えない場合は選定しません。

オ プレゼンテーションの開催について

(ア) 開催日時 令和8年7月2日(木) (予定)

(時間及び場所は参加者へ個別に連絡します。)

(イ) 所要時間 プレゼンテーション約15分間以内、審査委員による質疑約15分間程度

(ウ) 注意事項 提出した企画提案書を、パワーポイント等を用いてプレゼンテーションする場合には、プロジェクター及びスクリーンを当方で準備しますので、パソコン等をお持ちください。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書によりゼロカーボン推進課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書によりゼロカーボン推進課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、ゼロカーボン推進課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

ア 上記(7)イの見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、書面（様式自由）によりゼロカーボン推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 上記3(2)に同じ。

(イ) 受付時間 上記アの期間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）中、9時から16時まで。

(9) その他の留意事項

ア 企画提案書は、複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 8 委託契約書案

別添「委託契約書（案）」のとおり

## 9 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その次の開庁日まで。）に、見積書をゼロカーボン推進課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、上記（1）の期限までに到達しないときは、当該見積りは無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積書の提出を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、ゼロカーボン推進課において閲覧に供します。

## 11 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口  
上記3（2）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。